

『令和6年度税制改正大綱(11) 賃上げ促進税制の裾野拡大』

物価上昇を上回る賃金上昇の実現を最優先の課題とした今回の改正では、賃上げにチャレンジする企業の裾野が大きく広がる。中小企業に対する拡充は以下の通り。

【上乗せ措置の見直し(最大控除率45%)】○教育訓練費の増加割合が5%以上、かつ教育訓練費が雇用給与等支給額の0.05%以上—10%加算 ○「くるみん認定」又は「えるぼし認定(2段階目以上)」—5%加算

【控除限度超過額の繰越】5年間の繰越が可能となる(繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り)。適用年度に所得が発生していない中小企業においても、翌期以降5年間にわたって税額控除を受けられる余地があるため、税制の適用に関する検討が每期必要となる。



【3年間の延長】令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用される。また、賃上げ税制における法人の区分に、新たに「中堅企業」(資本金1億円超かつ従業員2千人以下の法人)が設定された。4%以上の賃上げ率で25%の控除を受けることができ、10%の教育訓練費増加により5%、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定(3段階目以上)」による5%の上乗せで最大控除率は35%となる。

『共同住宅賃貸の一部空室 小規模宅地等特例の適用なし』

請求人は、相続開始の直前において、被相続人が所有していた建物の8部屋あるうち5部屋が空室であったが、被相続人は、本件共同住宅を貸付事業以外の用に供さず維持管理を行い、ネット上で各空室部分の入居者の募集をしていたことから、本件宅地の全てが貸付事業の用に供されていたとして、その全てに租税特別措置法第69条の4(小規模宅地等計算の特例)第1項の適用を主張。

国税不服審判所は、本件各空室部分の3部屋については、長期にわたって空室状態であり、相続開始の時に賃貸されていたのと同視し得る状況になく、一時的に賃貸されていなかったものとは認められない。また残る2部屋については、その間合せ先である被相続人と不動産業者は本件共同住宅に関して入居者を仲介した実績がないこと、長い間空室の状況を把握していなかったこと等で、被相続人が上記一般媒介契約及び上記広告を放置していたにすぎず、積極的に新たな入居者を募集していたとはいえないとし、当該2部屋についても前述3部屋と同様の状況とした。よって本件各空室部分は、被相続人の貸付事業の用に供されていたとは認められないから、本件宅地のうち、本件各空室部分に対応する部分に本件特例の適用はないと説示した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com